

日立市教育委員会後援及び教育長賞の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会の後援及び教育長賞の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、団体等が実施する事業、行事等（以下単に「事業」という。）について、教育委員会がその事業の趣旨に賛同する意思を表示することをいう。

(後援の名義の使用等)

第3条 後援において教育長が使用を承諾する名義は、日立市教育委員会とする。

2 後援の承諾を受けた団体等は、当該後援の承諾を受けた事業に関し発行する印刷物等に教育委員会が後援している旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(教育長賞の交付)

第4条 教育長賞は、賞状の交付とし、事業を主催する団体等を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて賞品を交付することができる。

(後援等の承諾の対象団体等)

第5条 後援又は教育長賞の交付の承諾（以下「後援等の承諾」という。）を受けることができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人その他これに準ずる団体
- (3) 報道機関、学術研究機関その他これに準ずる機関

(4) 教育団体、地域団体、文化団体、福祉団体その他これに準ずる団体

(5) その他教育長が適当と認める団体等

(後援等の承諾の対象事業)

第6条 後援の承諾を受けることができる事業は、教育委員会の施策の推進に寄与するものと認められる事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 目的及び内容が、教育委員会の芸術、文化及びスポーツの振興並びに市民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で、公共性があること。

(2) 日立市内が開催地である事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は教育委員会としてのイメージアップが期待できる事業である場合は、この限りでない。

(3) 事業を主催する団体等が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

2 教育長賞交付の承諾を受けることができる事業は、前項各号のいずれにも該当する事業であつて、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できるものとする。

3 教育長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援等の承諾を行わないものとする。

(1) 政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体を推せんし、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業

(2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業

- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業
- (4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業
- (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事業

(申請手続)

第7条 後援等の承諾を受けようとする団体等は、事業を実施しようとする日の1箇月前までに、日立市教育委員会後援・教育長賞交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

- (1) 団体等の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体等の概要が分かる書類
- (2) 役員 of 住所、氏名、役職名等が分かる書類
- (3) 事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (4) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合には、事業に係る収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(承諾の決定等)

第8条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、後援等の承諾の適否を決定するものとする。

2 教育長は、後援等の承諾を行うことを決定したときは日立市教育委員会後援・教育長賞交付承諾通知書(様式第2号)により、後援等の承諾を行わないことを決定したときは日立市教育委員会後援・教育長賞交付不承諾通知書(様式第3号)により当該申請をした団体等に通

知するものとする。

(変更の届出)

第9条 後援等の承諾の決定を受けた団体等は、当該承諾に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、承諾事項変更届出書(様式第4号)により教育長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(決定の取消し)

第10条 教育長は、後援等の承諾を行うことを決定した事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承諾を取り消すことができる。

- (1) 申請書、添付書類等に偽りその他の不正行為があったとき。
- (2) 法令に違反したとき。
- (3) 後援等の承諾に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条に規定する変更の届出をしなかったとき。

2 教育長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、日立市教育委員会後援・教育長賞交付承諾取消通知書(様式第5号)により後援等の承諾を行った団体等に通知するものとする。

3 第1項の規定により後援等の承諾を取り消された団体等は、直ちに、交付を受けた日立市教育委員会後援・教育長賞交付承諾通知書及び教育長賞を教育長に返還しなければならない。

4 第1項の規定による承諾の取消しのため損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(経費負担)

第11条 教育長は、後援等の承諾を行う場合においては、原則として当該承諾に係る事業に要する経費を負担しないものとする。

(事業終了後の報告等)

第12条 後援等の承諾を受けた団体等は、当該承諾を受けた事業の終了後、速やかに、事業実績報告書(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。

2 第7条第1項第4号に規定する収支予算書を提出した団体等においては、前項の実績報告書に当該承諾を受けた事業に係る収支決算書を添付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。